

クーポン使用までの流れ



早めの申請をお願いします

クーポンを利用できるサービス

- インフルエンザ予防接種料
- 歯のフッ化物塗布の費用
- 保育所での一時預かり事業の利用料
- 病児・病後児保育事業の利用料、食事代
- ファミリー・サポート・センター事業の利用料
- 子育て支援拠点、子育てサロン・児童館の実費負担分
- 障がい児通所支援事業の個人負担分
- 母乳マッサージ利用料
- 保育所（園）、認定こども園での一時預かり利用料
- 読み聞かせ絵本の購入
- 家事援助の利用料金
- おむつ・ミルク購入

インフルエンザの予防接種と歯のフッ化物塗布、障がい児通所支援事業、母乳マッサージ、家事援助に関しては佐伯市以外でも利用できます。

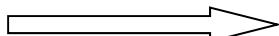
その際は、一度実費を支払い、その後佐伯市に直接請求して下さい。

※利用できるサービス機関の詳細は
クーポン交付時にお知らせします。

※おむつ・ミルクの購入は現物払いのみです。償還払いはしません。

クーポンの使い方

サービスを利用する



料金をクーポンで支払う

（差額は現金で支払う）



おつりは、出ません

お問い合わせ

佐伯市こども福祉課



〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号
電話 (0972) 22-3972 FAX (0972) 23-6002
E-mail jidoukatei@city.saiki.lg.jp

